

Title	沖縄群島の戦後初期政党関係史料について
Author(s)	鳥山, 淳
Citation	史料編集室紀要(24): 51-66
Issue Date	1999-03-26
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12001/7502">http://hdl.handle.net/20.500.12001/7502</a>
Rights	沖縄県教育委員会

## 沖縄群島の戦後初期政党関係史料について

鳥山 淳\*

1945年の沖縄戦終結から1952年4月の琉球政府発足・対日講和条約発効までの時期に関しては、現在までのところ沖縄戦後史の中でも特に史料の“発掘”が遅れている。政党運動についてもそれは例外ではなく、『琉球史料第2集』（琉球政府文教局 1956年）、わずかな新聞記事、および回想録に頼らざるを得ない状況が近年まで続いてきた。しかしその状況は、沖縄県公文書館の開館により「琉球政府文書」が利用可能になったことで、やや改善されたと言える。沖縄民政府および沖縄群島政府から琉球政府に引き継がれた文書によって、1947年の政党発足以降の活動を、おぼろげながら把握することが可能になったのである<sup>(注)</sup>。

本稿では「琉球政府文書」を中心に、琉球政府発足までの時期における政党運動関係の一次史料を紹介することにした。ただし、宮古・八重山・奄美の各群島の史料は調査していないため、沖縄群島に地域を限定しなければならなかった。なお、戦後史料の本格的な収集・公開は今後待たれるところであり、よって本稿はあくまでも暫定的なものにすぎない。

なお本稿では、政党結成の契機となった1947年5月の沖縄建設懇談会の趣意書も含めて紹介することとし、数点の文書に関しては、活字化された史料が乏しいことを考慮して、その原文も記載した。

(注) 公文書館開館以前にそれらの政党関係文書を利用した研究として、我部政男「占領初期の沖縄における政軍関係」『沖縄を考える 大田昌秀教授退官記念論文集』（1990年）がある。

### 凡例

- 1 史料中の旧漢字・旧かな文字は、原則として常用漢字・新かな表記に改めた。
- 2 引用文中の一部に句読点を補い、判読不能の箇所は□で表記した。また、引用者が補足した箇所は〔 〕で表記した。
- 3 書類綴りに関しては、文書件名一覧表によって内容を紹介した。
- 4 表中の作成者名・宛先名、かたかな表記については、原史料のままとした。
- 5 表中の空欄は原史料に記載が無いことを意味する。ただし件名等については一部を補い、その箇所は〔 〕で表記した。英文が添付されている文書についても、〔 〕によって表記した。
- 6 その他に、各表ごとの注記をそれぞれの欄外に記した。

---

\* とりやま あつし (史料編集室)

① 沖縄建設懇談会趣意書 史料編集室所蔵「宮里栄輝史料」

案内状

拝啓 白百合咲き薫る候愈々御健勝の段御慶び申し上げます。

陳□ 別項趣意書に基き左記の通り、沖縄建設懇談会を開催致す事になって居ります 何卒万障御繰合せ御出席頂き度く願ひ上げます。

一九四七年四月廿三日

発起人（イロハ順）

伊仲 皓	南風原朝保	桃原茂太
富山徳順	當間重剛	當山寛光
与儀喜宣	平良辰雄	平良助次郎
嘉数 昇	仲宗根源和	仲里朝章
具志堅興雄	桑江朝幸	山田真山
山城善光	真栄城守行	真栄城守仁
金城田助	宮里栄輝	宮城友信
比嘉信光	瀬長亀次郎	

殿

記

- 一、 期日 五月五日（月曜）自午前九時 至午後四時
- 二、 場所 知念高等学校講堂
- 三、 懇談項目
  - イ、 道義昂揚問題について
  - ロ、 民意を代表する議会設置問題について
  - ハ、 食料其他諸物資配給の適正化について

注意事項

- 一、 当日 食料、宿舎、乗物等は各自考慮されたし
- 二、 発言希望者は定刻前に受付に通告されたし
- 三、 其他連絡は、A Jカンパニー 普天間キャンプ図書館内 山城善光宛にされたし

趣意書は裏面

〔裏面〕

沖縄建設懇談会趣意書

戦争終結後軍政府当局及民政府当局が沖縄建設の為其の蘊蓄を傾け尽□された事に対し吾々島民は感謝に堪えない次第であります。

然るに熟々沖縄の現状を凝視します時、民心は五里霧中、まことに混沌として、未だに虚脱の域を脱し切れず、其の帰趨には迷ひ、道義的には退廢の一途を辿りつつ有りまして、文字通り憂慮すべき事態に、立ち到って居る

様に思はれます。

之は今時世界大戦に於て、精神的に、物質的に、最大多数の最大犠牲を蒙りました処に基因する、無理なからぬ事でもありませうか。然し吾が郷土の有史以来、嘗て見ざる道義の頹廢、経済の混乱等は、吾々の断じて黙過し得ざる事で有ります。抑々荒廃し切ったこの沖縄の建設は、吾々に負荷された歴史の大事業で有りまして、申すまでもなく、其の前途には幾多の苦難が横はって居るので有ります。此の苦難を乗切る事は、官も無く民も無く軍に呼応する官民□打って一丸とする総立ち上りの力のみが、よくする処で有ります。茲に於て吾々は相寄り相語り、其の淵源する処を、究明し、以て或は陳情し、或は建策すると共に、民の建設的意欲を旺盛たらしめるの契機たらしめんとして居るので有ります。凡そ人心交替の根本は正しい与論によるもので有りまして、之は人に光明と、希望と、自由を喚起し、新展開を迫るもので有ります。茲に局面展開を図る本懇談会を通し新沖縄建設に挺身せんとする同志諸君の賛同を願ふと共に、奮起を促す次第で有ります。

一九四七年四月廿三日

沖縄建設懇談会発起人 (イロハ順)

伊仲 皓	南風原朝保	桃原茂太
富山徳順	當間重剛	當山寛光
嘉数 昇	与儀喜宣	平良辰雄
平良助次郎	仲宗根源和	仲里朝章
桑江朝幸	具志堅興雄	山城善光
真栄城守行	真栄城守仁	金城田助
宮城友信	宮里栄輝	比嘉信光
瀬長亀次郎		

## ② 人民党陳情書

「陳情書1」(沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000490B) および「門奈直樹コレクション」(沖縄県公文書館所蔵の寄託史料)

〔注〕上記の「陳情書1」の目次には、「一九四七年九月十三日 人民党決議陳情」の項目が明記されているが、実際に綴られているのは、一部分のみである。その欠落部分は、「門奈直樹コレクション」に含まれていた文書によって補うことが出来た。なお、同コレクションから活字化した部分は、ゴシック体で表記した。

### 陳情書

沖縄の民主主義確立と人民の生活安定及び向上を図る目的で下名等は去る七月二十日沖縄人民党を結成いたしました。左の事項はわが党の政策として掲げその実現の速かならんことを期している次第であります。而してわが党中央委員会は決議を以てこれが実現に関し下名等をして民政府当局に要望するよう指令しておりますので茲に決議を具陳しこれが実現に特別の御配慮あらんことを懇請いたします。

一九四七年九月十三日

沖縄人民党中央委員長

浦崎康華

- ◇ 常任中央委員  
屋部 憲
- ◇ 常任中央委員  
瀬長亀次郎
- ◇ 常任中央委員  
東恩納寛敷
- ◇ 常任中央委員  
新垣幸吉
- ◇ 常任中央委員  
兼次佐一

沖縄知事志喜屋孝信殿

### 一、人民自治政府の樹立に関する件

軍政府の指揮監督下に於て沖縄知事を人民の選挙によって任命し軍政府及び人民に対し等しく責任を負う人民自治政府が可及的速かに樹立せられるよう御配慮を願いたい。

(理由) 現在の民政府は軍政府の指揮命令によってその政策を施行し軍政府に対しては責任を負うが人民に対しては無責任である。これでは人民生活の維持改善は勿論、諸政の円満なる運営も過去の経験に顧みて至難と信ずる、よって軍政府並に人民に対し等しく責任を負う人民自治政府の樹立が一日も速かならんことを要望する所以である。

### 二、女子及び官公吏、教員、沖縄人労務者の政党加入に関する件

女子及び官公吏、教員、沖縄人軍労務者の政党加入を自由たらしめるよう御配慮せられたい。

(理由) 女子及び教員の政党加入は旧日本治安警察法により禁ぜられ、又官公吏の政党加入は何等制限規定はないがその上司が部下に対し訓令通牒指示等によりこれを禁ずることが出来るやうである。沖縄人軍労務者の政党加入に関しては禁止規定の有無が明瞭でないため迷う者が多い。よって女子及び官公吏、教員に対しては前述の法令の廃止及び発動停止により日本同様政党加入の自由が認容さるべきであり、また軍労務者に対しては軍政府より政党加入の自由及び公民権行使の自由が附与されたならば新沖縄の建設及び沖縄の民主化に寄与すること絶大なりと信ずる。

### 三、市町村会議員、市町村長、沖縄議会議員、沖縄知事の選挙の速かなる施行に関する件

首題の各級選挙が一日も早く施行せられるよう御配慮せられたい。

(理由) 市町村会議員及び市町村長選挙は目睫に迫っているが沖縄議会議員及び沖縄知事選挙は選挙人名簿用紙に相当欄があることによって遅かれ早かれ施行せられるであらうことを推測されている、われわれは「人民自治政府の樹立に関する件」の項に述べた通り、沖縄知事選挙は勿論、人民の意志決定機関及び立法機関としての沖縄議会の議員の選挙も一日も早く施行するのが人民の幸福であり且又軍政府の政策を円滑に実施出来ると信ずる。

#### 四、各級選挙は日曜日又は祭日に施行。投票場の最大限の増設に関する件

棄権防止のため各級選挙を日曜日又は祭日に施行すると共に投票場を最大限に増設し選挙人の利便を図って戴きたい。

(理由) 省略

#### 五、民意即ち与論の尊重に関する件

民政府当局は民意即ち与論を今少しく尊重せられたい。

(理由) 現在の民政府当局の欠点として世評に上っているのは与論無視の独善的傾向が濃厚で戦前の沖縄県庁より人民が親しみ難く、又人民に親切でないということがその一、政治力が貧困で各部の連絡不十分、施策も紙上計画に終るものゝ相当あることがその二、人事が不統一でむしろ乱暴であることがその三である。人民の声を聴かず、その耳を掩い、その眼をふさぎ、その口を緘した政治が如何なる結果を招来したかわ古今東西にその例を挙げるに違がない。

#### 六、食糧問題に関する件

民政府当局は軍政府に懇請して七五パーセントの輸入食糧を適期に確保すると共に土地生産物と睨み合せて軍政府の指示せる標準カロリーを基礎として公正に配給されんことを要望する、そのためには

- A、中央並に市町村に民主的な食糧配給委員会を設置すること
  - B、農民組合及び水産組合を生産農漁民の自主的組合たらしめ生産手段、生産物、供出等を農漁民自身により管理せしめること
  - C、食糧は定期に定量配給すること
  - D、健康を維持増進するに足る動物性蛋白質、動物性脂肪を配給すること
- 以上の実現に御尽力を願いたい。

(理由) 最近相当長く食糧運配になって非農家の困難は相当深刻である、或る地方に於ては三度々々米食をしてをり、人口稠密で耕地の少い所では病気に罹っても一粒の米も口にすることが出来ない。

民政府当局は総力を挙げて輸移入及び供出等により人民を賄うだけの食糧確保とその公平なる配給に最善の努力を払うべきである、旧七月に際して些かの配給もなかったことは人民の心を暗くさせている。

また供出を励行させる町村長をすぐ失脚せしめる現在の悪風潮とこれを黙認している如き民政府当局の態度は是正さるべきである。

#### 七、薪の配給に関する件

中南部地方に於ける薪の不足はその極に達する、民政府当局は最善の方策を樹て速かに薪炭の円滑なる配給が行はれるよう御配慮願いたい。

(理由) 民政府当局は過般一把六十銭時代に、一把一円に値上を申請中であるからこれが軍政府より認可されたら薪の配給は円滑に行くと言明した、然しその後値上の認可はあったが配給は少しも改善されず中南部地方は依然極度の窮屈である、その場限りの言明はほどゝにして確呼たる需給計画を樹立実行することが要請されている。

八、耐風耐暑の住宅建設に関する件

風雨と寒暑に安眠を妨げられる人民の幕舎が相当存在するがその多くは雨漏れと狭隘のため日常の健康保持にも遺憾の点が多い、民政府当局は軍政府の特別なる許可を得てこれら幕舎を耐風、耐暑の住宅に改造せられんことを要望する。

(理由) 省略

九、治安維持法、同警察法及び行政執行法等人民抑圧法令の撤廃に関する件

首題の諸法令は日本の封建的又は軍国主義的、帝国主義的体制を維持発展せしめるために制定せられた人民抑圧法令で、治安警察法の適用についてはさきに沖縄警察部長から軍政府当局に照会の結果適用すべしとの回答があった由であり他の二法も生きていてその適用は当局に委ねられている状況である、よって民政府は更に軍政府に稟請してこれら悪法令を速かに撤廃して戴きたい。

(理由) 治安維持法、治安警察法は日本に於ては一九四五年にマッカーサー司令部の命令によって廃止された、これら諸法令は米軍の占領政策に抵触するものと信ぜられし且又沖縄の社会進歩を如何に阻害、侵害するかはその内容の一端を見れば直ちに判然とする、即ち

A、治安維持法の内容「(イ) 国体変革を目的として結社を為したる者又は結社の役員その他指導者たりし者は死刑、無期又は五年以上の懲役若は禁錮、情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行のためにする行為を為したる者には二年以上の有期懲役又は禁錮 (ロ) 私有財産を否認したる者は十年以下の懲役又は禁錮」

B、治安警察法の内容「第五条 左に掲ぐる者は政治上の結社に加入することを得ず 一、(省略) 二、(省略) 三、(省略) 四、官立公立私立諸学校の教員及生徒 五、女子 六、未成年」

C、行政執行法の内容「当該行政庁は (省略) 暴行、闘争其他公安を害するの虞れある者に対し之を予防するため検束を加へることを得、前項の検束は翌日の日没後に至ることを得ず」

以上の如く治安維持法、同警察法は社会の進歩を阻害する悪法、行政執行法は法文は至極妥当の如く見えるけれども日本に於ける実際の運用は社会運動家や労働者弾圧に向けられ被検束者を日没に至れば一度警察署門前に連行き更に「検束」と叫んで数ヶ月も連続的検束をした事例や、各署を「盪廻し」と称して引廻した事例の非常に多い警察権濫用に根拠を与へる悪法である。

一〇、文化に対する官僚的干渉の廃止、脚本検閲制度の撤廃に関する件

文化に対する左の如き官僚的干渉を止めて戴きたい。

- A、俳優資格審査制の撤廃
- B、脚本検閲制の撤廃
- C、劇場に対する許可認可に際し不透明なる措置
- D、青年会、婦人会に対する官僚的支配の廃止
- E、当局者が一宗教の宣伝を行ひ人民をして信仰の自由を疑はしむるような言動の停止
- F、当局者が政党を否認若は侮辱しその健全なる発達を阻害するような言動の停止

(理由) 俳優資格審査制は一面俳優の生活を擁護し且その品位を向上せしめるものではあるが新人と新劇の進出を阻む保守反動的措置で文化発展上好ましくない、又劇場に対する許可認可に依託的措置や、

民政府自ら劇場経営の計画ありとの故を以て民間事業に対し許可認可を渋るという世評もあり不透明の措置は是正の要があらう、各村の青年会と婦人会は日本時代同様官僚的支配の色が濃厚で保守反動の支柱をなす虞れが多分にある、よろしく民主的に運営せしめ新沖縄建設に相応しい修養団体をたらしめねばならない。

当局者の一宗教宣伝、政党否認若は侮辱は顧みて戒飭の要ありと信ずる。

一一、労働組合結成及び罷業権、団体交渉権の確立に関する件

日本は既に労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等が制定せられ労働組合結成の自由及び罷業権、団体交渉権、団体協約権が認められている、民政府当局は軍政府に稟請して沖縄人労働者に対して如上の諸権利を確認する法令を速かに制定せられんことを要望する。

(理由) 経済上の民主主義は労働者とその権利を充分に行使し得ることが前提条件である、軍労務者に対しても米軍の占領政策を阻害しない範囲即ち条件づきで如上の諸権利を附与したならば労働者の教育ともなり雇傭者にとっても裨益するところ大なりと信ずる。

一二、法制審議会及び税制審議会の設置に関する件

民政府当局は沖縄に立法機関の設置せられるまでの暫定措置として民主的な法制審議会を設け日本法令の適用範囲及び軍政府より命ぜられた新法令の審議等をなさしめるとともになお税制審議会を設置し沖縄の税制の調査研究に当らしめるよう御配慮を望む。

(理由) 省略

一三、一般家庭に於ける夜間照明の復活に関する件

終戦既に二周年を閲した今日、一般家庭に於ける夜間の照明は未だ復活していない、民政府当局は速かに軍政府と折衝して電気又はランプによる照明が一般家庭に復活するよう御配慮を願いたい。

(理由) 一部には現在カンテラによる照明も行はれているがその燃料たる石油の入手は非合法が多い、石油の販売制を住民は非常に待望してをり戦前程度の復活は緊要と信ずる。



③沖縄人民党に関する書類綴 1948年1月～ 沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000475B

件名/作成年月日	作成者	宛先
・沖縄人民党演説会開催二関スル件 47/9/9	塩屋警察署長	沖縄民警察部長
・政党に関する書類(十月分)提出の件 47/11/15 沖縄人民党役員名簿 1947年10月末現在 沖縄人民党綱領・政策・規約〔*1〕	沖縄人民党中央委員長浦崎康華	沖縄知事志喜屋孝信
・政党に関する書類(二月分)提出の件 48/3/15 沖縄人民党役員辞任に伴う名簿訂正の件 沖縄人民党公認候補者名簿	沖縄人民党中央委員長浦崎康華	沖縄知事志喜屋孝信
・政党に関する書類(六月分)提出の件 48/7/15 沖縄人民党役員辞任に伴う名簿訂正の件	沖縄人民党中央委員長浦崎康華	沖縄知事志喜屋孝信
・沖縄人民党に関する件 48/4/8	沖縄総務部長	軍政府総務部長
・沖縄人民党〔英文・和訳文〕48/3/23	琉球列島米国軍政本部	沖縄民政府総務部長
・政党に関する書類(七月分)提出の件 48/8/14 党役員死亡に伴う名簿訂正の件	沖縄人民党中央委員長浦崎康華	沖縄知事志喜屋孝信
・政党に関する書類(八月分)提出の件 48/9/13 沖縄人民党役員名簿 1948年8月22日選任 政策・規約・スローガン	沖縄人民党中央委員長兼次佐一	沖縄知事志喜屋孝信
・政党に関する書類(九月分)提出の件 48/10/14 沖縄人民党役員名簿 1948年9月11日承認	沖縄人民党中央委員長兼次佐一	沖縄知事志喜屋孝信
・政党に関する件 49/4/5	沖縄人民党中央委員長兼次佐一	沖縄民政府総務部長
・政党に関する書類 49/4/15	沖縄人民党中央委員長兼次佐一	沖縄民政府知事志喜屋孝信・ 米国軍政府副長官グリーン大佐
・政党二関スル書類 49/5/13 沖縄人民党役職員名簿 1949年5月1日現在 沖縄人民党綱領・政策・規約	沖縄人民党中央委員長兼次佐一	沖縄民政府知事志喜屋孝信・ 米国軍政府副長官グリーン大佐
・政党に関する報告 49/11/2 沖縄人民党役員名簿 1949年10月16日承認 沖縄人民党宣言・綱領・規約(草案)	沖縄人民党中央委員会	沖縄知事志喜屋孝信
・政党について 49/12/7	沖縄知事	軍政官府行政法務部長
・沖縄人民党の報告〔*2〕49/12/2	沖縄人民党中央委員会	軍政官代理副長官海岸砲兵大尉 フランシス・B・マチュース
・〔人民党の役員調の報告〕50/1/16	沖縄人民党	軍政長官
・人民党変遷略史〔*3〕		
・政党に関する報告 50/6/9	沖縄人民党	沖縄知事志喜屋孝信
・〔役員名簿〕50/9/1	沖縄人民党	
・演説会日程 人民党 4.21調		
・〔政党報告〕51/7/15	沖縄人民党	知事平良辰雄
・〔政党報告〕51/9/15	沖縄人民党	沖縄群島知事平良辰雄
・役員名簿に関する件 52/2/24	琉球人民党	沖縄群島副知事山城篤男
・沖縄人民党 宣言・綱領・規約50/8/13	第四回沖縄人民党大会	

会計報告のみの月例報告書および上記文書に添付されている会計報告に関しては、煩雑となるため省略した。

\*1 綱領・政策は『琉球史料第2集』（琉球政府文教局 1956年）209～210頁に収録

\*2 『琉球史料第2集』 209頁に収録

\*3 同上

④沖繩民主同盟に関する書類 1948年1月～ 沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000476B

件名/作成年月日	作成者	宛先
・民主同盟政策協議会並政策発表演説会開催ニ関スル件 47/9/8 (*1)	石川警察署長	沖縄民警察部長
・政党ノ職責報告ノ件 48/2/20 (*2) 沖縄民主同盟役職員一覧表 1948年2月20日現在 沖縄民主同盟支部役員一覧表 沖縄民主同盟ノ政策並ニ事業綱領 沖縄民主同盟ノ支持候補者 沖縄民主同盟規約	沖縄民主同盟事務局長仲宗根源和	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・社会党会計及事業報告 48/6	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府志喜屋知事
・政党ノ職責報告ノ件 48/4/25	沖縄民主同盟事務局	民政府
・政党の職責報告の件 48/6/16	沖縄民主同盟事務局長大城善英	民政府
・政党の職責報告の件 49/1/16	沖縄民主同盟事務局長大城善英	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・沖縄民主同盟役職員名簿 1949年5月1日現在		
・政党内行事表 沖縄民主同盟 自1947年7月至1949年5月6日		
・政党について 49/12/21	沖縄知事	軍政官府行政法務部長
・政党調査照会回答 49/12/10 (*3)	沖縄民主同盟事務局	沖縄民政府総務部
・政党の職責報告の件 49/12/25	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・政党の職責報告の件 50/1/28	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・沖縄民主同盟役員住所氏名報告の件 49/12/26	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・政党職責報告の件 50/4/14	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・政党職責報告の件 50/4/30	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・政党活動報告に関する件 50/6/9	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄民政府
・沖縄群島知事ノ推薦・議会議員公認候補者届 50/9/5	沖縄民主同盟事務局長中山一	沖縄知事志喜屋孝信

会計報告のみの月例報告書、および上記文書に添付されている会計報告に関しては、煩雑となるため省略した。

\*1 一部分を下記に記載

\*2 『琉球史料第2集』 208～209頁に収録 (役職員名は一部省略)

\*3 『琉球史料第2集』 208頁に収録

石警第二四五五号

一九四七年九月八日 石川警察署長

沖縄民警察部長殿

民主同盟政策協議会並政策発表演説会開催ニ関スル件

九月六日〔自一時至六時三十分〕七日〔自午前十時至午後二時〕〔自午后三時至同五時三十分〕ニ亙リ標記会同アリタルガ状況左記ノ通りデアリマス

右報告シマス

〔中略〕

五、状況

自九月六日午後一時至同日午後六時半、自九月七日午前十時至同日午後二時迄二日間ニ亘リ左記（第一）政策ヲ各自提案シ意見ヲ開陳審議ノ結果朱書ノ通り補足又ハ追加訂正削除ノ上萬場一致ヲ以テ可決シタ

[中略]

沖縄民主同盟政策表〔朱線の箇所はゴシック体で表記〕

緊急対策	恒久政策
<b>政治</b>	
一、民主政治ノ確立	一、独立共和国ノ樹立
議会政治ノ促進	二、税制ノ確立
三権司法立法行政分立	三、移植民ノ促進
二、講和会議ヘノ代表派遣	
三、内外沖縄人ノ連絡提携	
四、中心都市ノ設定（軍官民ノ協議ニ依リ）	
五、農業組合並ニ水産組合ノ民主化	
六、預貯金各種保険金ノ（在外資産戦時災害保護法 ニヨル給与金）接受促進	
七、完全復興ニ対スル聯合國ヘノ陳情	
八、出版報導ノ自由	
<b>経済</b>	
一、島内生産品公定値ノ撤廃 （買占防止、外地ヘノ横流防止）	一、 <b>開発</b> <b>自由</b> 貿易ノ促進（保留）
二、生産組合ト消費組合ノ直結	二、重要産業ノ沖縄人ニ依ル支配（半民半官）
三、沖縄独自ノ貨幣発行	三、地下資源ノ開発（削除）
四、各種工業ノ促進（取消）	
<b>社会</b>	
一、民主的労働組合法ノ設定ト労働者ノ待遇改善	一、婦人ノ政治意識ノ昂揚
二、土地所有権ノ確立（削除）	一、婦人ノ権利伸張
二、俸給生活者ノ生活保証	一、恒久住宅ノ建設
三、元居住部落ヘノ復帰促進	一、救済制度並施設ノ完備
四、埠頭倉庫ノ設置ト市町村配給所トノ直結 （地区中央倉庫ノ廃止）	
五、日常生活必需品ノ円滑ナル供給	
六、医療衛生薬品ノ整備補給ト医療制度改革	
七、規格家屋ノ補強（カバ屋ノ解消）建設促進	
八、薪炭対策ノ樹立	

教育

一、教育制度並施設ノ整備確立

一、留学制ノ確立

二、教育界ノ革新

三、文化施設ノ整備拡充

大学専門学校ノ設置

産業

農業

一、農耕地ノ拡張ト各市町村ニ即応セル使用權ノ  
適正配分

二、家畜移入促進ト畜舎ノ家敷内設置容認  
飼育ノ簡易化

三、農業ノ富力化ト機械化

四、肥料種苗優良農具等ノ移入促進ト適正配分

五、農産加工施設ノ促進

各種工業ノ促進

電化ノ促進

地下資源ノ開發

灌漑施設ノ促進

林業

六、林道開發

七、計画植林ト計画伐採

漁業

八、爆発物毒物使用ノ徹底の取締

九、遠洋漁業ノ促進

十、漁具ノ移入促進ト適正配給

工業

各種工業ノ促進

地下資源ノ開發

交通運輸

一、陸海交通運輸業ノ合理化

二、陸海運輸難ノ解消 (削除)

三、港湾ノ解決

[政策表おわり・後略]

⑤社会党に関する書類 1948年1月～ 沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000478B

件名／作成年月日	作成者	宛先
・ 政党二関スル報告 48/4/5 社会党綱領 1947年10月15日 社会党政策 社会党々則 社会党役員 社会党事業報告	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党事業及会計報告 48/8/15	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府志喜屋知事
・ 社会党事業及会計報告 48/10/15	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党事業及会計報告 48/12/15	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府知事志喜屋孝信
・ 政党二関スル報告 49/4/3	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府総務部長
・ 社会党役員名簿(1949年5月1日現在)		
・ 社会党行事表 自1947年9月10日結成至1949年5月1日現在		
・ 綱領政策変更ノ件報告 49/6/15 宣言 綱領・基本政策	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党会計及事業報告 49/11/6	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党月報について 49/12/5 社会党政務調査会 社会党今後ノ方針	知事	軍政官府行政法務部長
・ 社会党月報〔英文・和訳文〕 49/11/22	沖縄軍政官府	知事
・ 政党二関スル報告 49/11/30 社会党政策及綱領	社会党事務局長大宜味朝徳	米軍政府
・ 政党二関スル報告 49/11/30 社会党政策及綱領	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府知事志喜屋孝信
・ 政党について 49/12/7	沖縄知事	軍政官府行政法務部長
・ 政党二関スル報告 49/12/2〔*〕 社会党宣言及綱領 社会党経過報告	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党政務調査報告について	沖縄行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・ 社会党政務調査報告ノ件報告 50/1/11	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府知事志喜屋孝信・米軍政官府
・ 政党二関スル報告 50/1/9 本部支部及役員名簿	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府知事志喜屋孝信
・ 社会党政務報告について	沖縄行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・ 社会党政務調査ノ件報告 50/4/22	社会党事務局長大宜味朝徳	米軍政府
・ 政務調査会について	沖縄行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・ 社会党政務調査会報告 50/6/27	社会党事務局長大宜味朝徳	米軍政府
・ 松岡政保支持ノ件報告 50/8/10	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄民政府知事志喜屋孝信
・ 大東糖業株式会社事業継続に関する意見書 51/6/29	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄群島知事平良辰雄
・ 社会党に新政策決定に付報告 51/9/26	社会党事務局長大宜味朝徳	沖縄群島知事平良辰雄

会計報告のみの月例報告書、および上記文書に添付されている会計報告に関しては、煩雑となるため省略した。

\*『琉球史料第2集』210～212頁に収録（党役員名・経過報告は一部省略）

## ⑥政党に関する書類綴 1948年1月～ 沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000477B

件名／作成年月日	作成者	宛先
・特別布告第二十三号 政党二就テ		米国軍政府
・沖縄議会諮問並答申事項報告ノ件 47/2/19	沖縄知事	軍政府副長官
・与論動向座談会〔糸満地区 8月8日開催〕		
・政党に関する件 49/3/24	総務部長	
・三党合同演説会記録概要 49/5/11	沖縄総務部長	沖縄軍政官
・一九四九年五月六日名護町東江初等学校に於ける三党合同時局演説会記録 49/5/13	総務部庶務課	
・三党合同演説会開催について 49/5/7	名護警察署長	沖縄民警察部長
・政党に関する報告について 49/5/6	総務部長	民主同盟・人民党・社会党
・〔政党に関する報告 英文・要旨和訳文〕49/5/4	〔琉球列島米国軍政本部〕	〔沖縄民政府総務部長〕
・政党について照会 49/11/30	総務部長	三政党代表者
・政党〔英文・和訳文〕 49/11/22	沖縄軍政官府	沖縄知事
・政党月報〔英文・和訳文〕 49/11/22	沖縄軍政官府	沖縄知事
・政党员名簿について 50/2/3	行政法務部長	三政党代表者
・政党 49/12/28	沖縄軍政官府	沖縄知事
・行政資料展の資料について	行政法務部長	三政党々首
・政党資料報告 50/4/14	社会党事務局長大宜味朝徳	民政府行政法務部
・〔沖縄民政府創立記念行事の資料〕 50/4/15	沖縄人民党	行政法務部長
・政党資料提出に就いて 50/4/18	沖縄民主同盟事務局	行政法務部長
・本支部並役員住所について 49/12/19	総務部長	各政党代表者
・政党		
・支持した候補者の報告について 50/10/10	行政法務部長	三政党々首
・〔日本復帰促進期成会について〕 51/5/21	〔判読不能〕	
日本復帰促進期成会(仮称)会則		
日本復帰促進期成会趣意書		
署名心得		

⑦政党演説に関する書類

沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000474B

件名／作成年月日	作成者	宛先
・政党の演説会記録について 50/1/30 〔民主主義擁護大演説会記録〕	沖縄行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・政党の演説会記録について 50/2/1 民主同盟、人民党主催に依る警察官暴行事件演説会	行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・民主主義擁護演説会報告	行政法務部長	軍政官
・社会党演説会記録について 社会党演説会記録(要点) 社会党演説会記録	行政法務部長	軍政官府行政法務部長
・社会党政策発表演説ニ関スル報告 50/3/16	社会党事務局長大宜味朝徳	米軍政本部

⑧共和党に関する書類 1950年11月6日～

沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000472B

件名／作成年月日	作成者	宛先
・共和党結成ニ関スル件報告 50/10/1 [*] 共和党役員 共和党綱領宣言政策規約	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事平良辰雄
・政党動静ニ関スル件報告(月報) 50/12/12	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党ニ関スル定例報告(十二月分) 51/1/12	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党ニ関スル件(一月分月報) 51/2/13 支部結成、役員追加	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告(四月分) 51/5/10	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告(五月分) 51/6/14 『琉球経済』第10号 特集琉球帰属論	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告 51/7/26	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告(七月中) 51/8/15	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告 51/9/16	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件(月報) 51/10/12	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告 51/11/20	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・政党の動静に関する件報告 51/12/1	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事
・党解散に関する件 52/2/2	共和党幹事長新里銀三	沖縄群島知事

会計報告のみの月例報告書、および上記文書に添付されている会計報告に関しては、煩雑となるため省略した。

\* 『琉球史料第2集』 212～214頁に収録

## ⑨琉球社大党に関する件 1950年11月20日～ 沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」R00000473

件名／作成年月日	作成者	宛先
・社会大衆党結成届 50/11/3 [*] 宣言 1950年10月31日 綱領 社会大衆党々則 社会大衆党政策 社会大衆党委員・役員名簿	社会大衆党委員長平良辰雄	沖縄群島知事平良辰雄
・社会大衆党役職員の住所氏名 51/3/23	社会大衆党書記長兼次佐一	沖縄群島政府知事平良辰雄
・琉球立法院議員社会大衆党候補者名簿 52/3/27	社会大衆党委員長平良辰雄	沖縄群島政府知事代理山城篤男
・〔琉球社会大衆党四月分会計報告〕52/7/12 役職員名 常任委員・中央委員名簿	琉球社会大衆党書記長安里積千代	琉球政府行政主席比嘉秀平

会計報告のみの月例報告書、および上記文書に添付されている会計報告に関しては、煩雑となるため省略した。

\* 『琉球史料第2集』 214～217頁に収録 (役員名は一部分のみ)

## ⑩日本復帰陳情書・声明書

史料編集室所蔵「神山文庫」16-13

社大発第六七号

一九五一年四月十六日

沖縄社会大衆党

委員長 平良辰雄

日本沖縄人連盟本部 会長 神山政良殿

陳情書

終戦以来我々が日夜待望していた講和会議が、近く開かれようとすることは、全日本民族の斉しく慶びとするものであり、殊に、終戦以来日本行政から切り離されている、我々沖縄人にとっては、我々の運命を決する重大問題として一大関心を有している次第であります。

対日講和の機運が現れるや、日本朝野を挙げて、琉球の日本復帰に努力されている事に対し、住民斉しく感謝措く能はざる次第であります。

我々は民族的、歴史的、地理的、文化的、経済的各方面から考察して当然日本へ復帰すべきであると信じ大多数の住民と共に、之を熱望し、この願望実現の為に、各関係方面へ陳情すべく、去る三月十八日の党大会に於て、日本復帰声明を可決した次第であります。

茲に沖縄人連盟が今後益々琉球住民の悲願たる、日本復帰実現の為に、御努力下さるやう、別紙声明書[\*]を添へ陳情する次第であります。

西暦一九五一年四月十三日 沖縄社会大衆党

\* 別紙声明書(1951年3月18日付)は『沖縄県祖国復帰闘争史(資料編)』(沖縄時事出版 1982年)21頁に収録



⑪日本復帰要望書

史料編集室所蔵「神山文庫」16-14

一九五一年十月三日

社会大衆党書記長 兼次佐一

神山政良殿

対日講和と同時に日本が本然の姿に還り名実共に世界各国間に吾して再出発したことは誠に我々の慶びとするものであります。然るに沖縄は当然日本に復帰されるべきにかかわらずその事實は信託と云ふ不名誉と母国から生裂きにされる悲運に置かれたことは我々の絶対に忍び得ないことであります。

我々は今後とも益々住民一体となり母国復帰実現の爲めに一大民族運動を展開する決心の下に今その運動方針を研究中であります。その小手調べとして別紙要望書を日米両国政府、米国防務長官、琉球民政官府正副長官、日本参衆両院議長、各政党宛に提出しました。

何卒御協力下さいます様御願ひ致します。

〔別紙〕

要望事項

- 一、琉球を可及的速かに日本に復帰させること。
- 二、教育制度は日本に直結して内国なみに取扱ふこと。
- 三、日本に復帰する期間次の処置を構じて貰いたい。
  1. 琉球住民は日本の国籍を有し日琉間の往来居住の自由を認めること。
  2. 琉球政府は自治統合政府一本建てとすること。
  3. 法規は全面的に日本の現行法を準用せしめること。
  4. 米国の琉球に対する経済援助を今後も継続すること。
  5. 日琉間の通商交易については内国待遇をすること。
  6. 海外移植民及遠洋漁業については日本人として取扱ひ日米両国に於いて保護援助すること。

⑫沖縄人民党第5回党大会一般報告（組織ならびに農民問題報告）1951年12月

沖縄県立図書館所蔵「比嘉春潮文庫」SK315 O52